

## 鳥取県 LED 照明器具への買換え応援事業補助金に係る申請受付等業務内容について

### 1 業務目的

エネルギー価格高騰の影響による家庭のエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図るために、家庭内の消費電力量割合の大きい照明器具を省電力なLED器具への買換えを支援することを目的とする。

### 2 業務内容

以下の内容に基づき、本事業に係る申請受付等業務を行うため、本補助金の交付決定を受けた執行団体(以下「執行団体」という。)は事務局を設置し、間接補助事業者の登録、補助金交付申請の審査及び交付決定、支払い等の手続を実施する。詳細については県と執行団体が協議し、調整の上、決定すること。なお、本業務の手続の詳細は、今後定める「鳥取県 LED 照明器具への買換え応援事業補助金交付要綱」等(以下「交付要綱等」とする。)で示すこととする。

項目	内 容																
1 LED 照明器具への買換え応援事業の概要	<p>(概要)</p> <p>本業務は、今後定める「鳥取県 LED 照明器具への買換え応援事業補助金交付要綱」等(以下「交付要綱等」とする。)の規定により、その補助金を活用して、販売期間内に対象者(購入者)が(3)の登録販売店で、共同事業実施規約に基づき、双方がその内容に同意した場合に、対象製品から金額に応じて登録販売店が販売時に値引きを行い、後日、登録販売店が代表して第2項(1)に定める事務局に交付申請することで、補助金により値引きと同額の還元を受ける事業である。</p>  <p style="text-align: center;">【スキーム図】</p> <p>(1) 対象者 県内住居に居住する者であって、照明器具をLED照明器具に買い換える世帯 ※法人、個人事業主等の事業活動を行う者は対象外とする。</p> <p>(2) 対象製品 資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」の「照明器具」製品に掲載され、目標基準年度(2020年)を達成しているLED照明器具。ただし、容易に持ち運びが出来るデスクライ等は除く。</p> <p>(3) 登録販売店 県内に実店舗を有し、(2)を販売する店舗で、第5項の手続で登録された販売店</p> <p>(4) 事業実施期間 ア 販売期間 事業の開始日から令和8年12月31日まで イ 販売店の登録期間 登録受付日から令和8年11月30日まで</p> <p>(5) 補助金の交付額 対象製品の価格に応じて登録販売店で値引きを行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象製品の価格(税抜)</th> <th style="text-align: center;">値引き額(補助金の額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,000円から3,999円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,000円から5,999円</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,000円から7,999円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,000円から9,999円</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000円から11,999円</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12,000円から13,999円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14,000円から15,999円</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象製品の価格(税抜)	値引き額(補助金の額)	2,000円から3,999円	1,000円	4,000円から5,999円	2,000円	6,000円から7,999円	3,000円	8,000円から9,999円	4,000円	10,000円から11,999円	5,000円	12,000円から13,999円	6,000円	14,000円から15,999円	7,000円
対象製品の価格(税抜)	値引き額(補助金の額)																
2,000円から3,999円	1,000円																
4,000円から5,999円	2,000円																
6,000円から7,999円	3,000円																
8,000円から9,999円	4,000円																
10,000円から11,999円	5,000円																
12,000円から13,999円	6,000円																
14,000円から15,999円	7,000円																

		16,000円から17,999円	8,000円	
		18,000円から19,999円	9,000円	
		20,000円以上	10,000円	
<p>※値引きは製品価格のみに適用し、工事費等には適用しない。</p> <p>※対象者の申請は1回に限りで、補助金の上限は10,000円までとする。</p> <p>※補助金額は、製品ごとに補助額を算出し、合算して、算定する。</p>				
2 事業事務局と対応窓口の設置	<p>(1)県民及び登録販売店からの事業の概要や、交付申請等の問い合わせなどに対応するため、執行団体は事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や県との連絡調整を行う。</p> <p>ア 事務局は、執行団体が確保する場所において設置すること。</p> <p>イ 事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。</p> <p>ウ 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。</p> <p>(2)対応窓口は、当該事業に関する各種問い合わせに対応することとし、その業務は以下のとおりとし、詳細は県と協議して決定する。なお、窓口は電話及び電子メール、ファクシミリで対応することとし、事務局内の同じ場所で在る必要は無い。</p> <p>ア 対象者向け窓口 開設期間：対象店舗の募集開始から令和8年12月31日まで 開設時間：午前9時から午後6時まで</p> <p>イ 登録販売店向け窓口 開設期間：対象店舗の募集開始から令和9年1月29日まで 開設時間：午前9時から午後6時まで なお、電話回線は、ア、イで合計3回線以上を準備し、事業開始後、当面の間及び繁忙期は土日・祝日も開設し、必要に応じて回線数を増やすなど柔軟に対応するものとし、その内容を県と協議すること。</p> <p>(3)事務局等の運営に必要な電話設備等の一切については、執行団体が用意すること。</p> <p>(4)問い合わせが多い事項については、FAQとしてまとめ、第3項の専用サイト上に掲載し、随時更新すること。なお、掲載内容は事前に県と協議すること。</p>			
3 専用サイト等の設置及び維持・管理	<p>執行団体は、以下の専用サイト等を設置し、事業期間が終了するまでの間、適切に維持・管理すること。なお、構成・デザイン等の詳細は、執行団体が案を作成し、県と協議して内容を決定すること。</p> <p>(1)事業専用サイト(ホームページ)の内容と要件 ア 専用サイトの内容 (ア)事業内容(県民がわかりやすいよう工夫すること) (イ)登録販売店リストの閲覧・検索 (ウ)対象製品リストの閲覧・検索(リンク可) (エ)事業参加を希望する販売店からの登録申請フォーム (オ)登録販売店向けに申請方法等をわかりやすく記した資料の掲載 (カ)質問フォーム、FAQ(よくある質問事項)の掲載 (キ)補助金予算の消化状況の表示</p> <p>イ 専用サイトの要件 (ア)鳥取県ウェブアクセシビリティ方針に準拠していること。 (イ)利用者が閲覧しやすいよう、スマートフォン等の小型の端末で閲覧した場合に適切な表示サイズ、レイアウト等に変更される等、ユーザに配慮したものとし、主要なブラウザ(MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox、Safari等)で閲覧可能であること。 (ウ)個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく県関係条例規を順守するとともに、システムのセキュリティ対策については、最新の情報を基に万全の対策を実施すること。</p> <p>(2)オンライン交付申請するためのWEBページ等の設置 執行団体は、登録販売店が第6項の交付申請をオンラインで行うためのWEBページ等を設置すること。なお、事業専用サイト内に必ずしも設ける必要は無いが、セキュリティが強固で信頼性、堅牢性が高いものとし、複</p>			

	数の画像ファイル等の添付が出来るよう十分な容量とすること。
4 本事業に係る広報	広報に当たっては、理解しやすい専用サイトの構築や、各種広報媒体を活用し、宣伝素材(チラシ、ポスター、ノボリ等)を制作し、県民及び店舗等へ効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。
5 登録販売店の募集及び登録等	<p>事務局は補助金交付決定後、販売店向けの説明会を実施し、速やかに販売店の募集及び登録を開始すること。</p> <p>なお、登録は、第3項の専用サイトからのオンライン申請を原則として、第1項(4)イの期間、受け付けることとし、やむを得ないと認められる場合は、紙による登録も可とする。</p> <p>(1) 対象となる販売店の登録要件は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県内に所在する実店舗(営業所等を含む。)であること。 (EC店舗等は対象外とする。)</li> <li>イ 省エネラベルの表示等により、顧客に省エネ性能等について適切に案内をすること。</li> <li>ウ 事業実施に必要な手続等を行うこと。</li> <li>エ 不正が疑われる事案等を知った際は、速やかに事務局等に報告すること。</li> <li>オ 事業実施に関連する法令、条例等(廃棄物処理法、行政書士法等)を順守すること。</li> </ul> <p>(2) 販売店の公表</p> <p>(1)の要件を満たす販売店を「登録販売店」として専用サイトで市町単位に整理する等、利用者が閲覧しやすいように工夫して、公表すること。</p> <p>(3) 登録販売店への広告物等の送付</p> <p>販売店登録後、速やかに事業の趣旨及び内容、並びに登録販売店が実施する申請手続等をまとめたマニュアル等を作成し、送付すること</p> <p>(4) 登録販売店の取消し</p> <p>販売店が次のいずれかに該当することが判明した場合、速やかに県に報告すること。県が指示した場合は、当該店舗の登録を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法令、条例等に違反している場合</li> <li>イ 登録申請において虚偽の内容があることが判明した場合</li> <li>ウ 店舗関係者が申請者となり、まとめて申請し、販売価格から値引きするなど、事業の趣旨に反する運用を行っていることが判明した場合</li> <li>エ その他、登録販売店として不適当と認められる場合</li> </ul>
6 交付申請書の受付、審査及び補助金の交付等	<p>事務局は、交付要綱等に定める補助金交付申請書等により、登録販売店が代表して提出する書類について、添付書類等を確認のうえ、受付・審査し、適切であると認められた場合に交付決定するとともに、補助金の交付手続を行うこと。なお、交付に係る一切の事務費用(口座振込手数料等)は、事務局の負担とする。</p> <p>手続の代表的な流れは、以下のとおり。なお詳細は、今後作成する交付要綱等による。</p> <p>(1) 申請書の受付</p> <p>登録販売店が代表して提出する補助金交付申請書の記載漏れ、対象者が共同事業実施規約に同意しているか等を確認し、また対象者宅の買換え前の照明器具が設置されている状態の写真、本人確認証等の添付書類が具備されているかを確認し受付を行う。なお、記載の不備等が認められた場合は申請者に適宜補正を指示すること。</p> <p>(2) 審査</p> <p>受付後、申請書の記載内容等(対象者の住所や本人確認証等)を適切に整理及び管理し、対象者の重複がないか、製品が対象製品であること等を審査し、必要に応じて指示を行うこと。</p> <p>(3) 交付決定及び補助金の交付手続</p> <p>審査完了した場合は申請者に対し、交付する補助金の額が記載された文</p>

	<p>付決定通知書兼確定通知書又は不交付決定通知書を送付し、補助金の交付手続を行う。</p> <p>(4)本事務処理に当たっての留意事項      書類の不備等により保留とした申請書については、申請者への連絡等、必要な対応を遅滞なく行うこと。疑義が生じた場合は、相談内容及び対応案等を記録したうえで、県と協議を行うこと。      電子情報処理組織(本業務に使用する電子計算機(入出力装置を含む。)とその手續等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続したもの)を構築し、原則、これを用いて申請の受付を行うものとする。</p>
7 報告事項	<p>(1)補助金の予算執行の見込み等を把握できるよう、交付申請件数、交付決定件数(交付額含む)等の集計を毎週実施し、その結果を県に報告すること。</p> <p>(2)執行団体は、補助金交付決定後、速やかに業務工程表及び事業実施体制等を県に報告すること。</p>
8 成果品の提出	<p>以下の実施報告書を成果品として納品すること。</p> <p>(1)業務報告書</p> <p>(2)提出された申請書等(電子、紙とも)</p> <p>(3)業務実施にあたり収集及び作成したデータを格納した電子媒体</p> <p>(4)その他県が指示するもの</p>

### 3 留意事項

- (1)執行団体は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、事前に県に報告して承認を得なければならない。
- (2)本業務に関して執行団体が県から受領した資料等は、県の了解無く公表してはならない。

### 4 情報等の取扱

- (1)執行団体は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2)執行団体は、本業務を行うために県から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3)本業務及び本公募に係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定に基づく開示請求があつた場合、原則開示するものとする。
- (4)この業務を処理するための個人情報及び死者情報の取扱いについては、本県の「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1383484.htm#itemid1383484>)を参考に執行団体はプライバシーポリシーを作成し、遵守すること。